

昭和58年藤沢市告示第96号  
改正平成31年4月1日  
改正令和3年10月1日  
改正 令和4年4月1日

## 藤沢市公園愛護活動実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、この市の施設である公園等（以下「公園」という。）が都市内の良好な環境保全若しくは景観形成、運動、スポーツ、自然とのふれあいその他多様なレクリエーションの場の提供、市民相互交流の場として地域コミュニティの形成又は災害時の避難場所としての利用など多様な役割を果たし、日常生活に欠くことのできない場となっており、この公園という市民及び地域の財産については、市民と市が協働し、常に市民及び地域の声が反映される形で地域が自主的に管理、運営していくことが必要であることにかんがみ、公園を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の管理及び活用に寄与する地域住民により構成される団体の設立その他必要な事項を定めることにより、その団体の自主的な活動の推進を図り、活動を支援することを目的とする。

### (公園愛護会の設立)

第2条 公園の環境美化活動等（以下「公園愛護活動」という。）を行おうとする次に掲げる団体は、市長の承認を得て、公園愛護活動を行う団体（以下「公園愛護会」という。）を設立することができる。

(1) 町内会又は自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）

(2) 市内に住所を有する者で組織された団体で公園周辺の町内会若しくは自治会と本要綱の目的のために協力体制がとれるもの

### (設立の届出等)

第3条 前条の規定により公園愛護会を設立しようとする団体は、公園愛護会設立承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公園愛護会の会則
- (2) 公園愛護会の役員名簿
- (3) 公園愛護会の活動予定
- (4) 公園愛護会の構成団体名簿

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当であると認めた団体に対して公園愛護会設立承認書（第2号様式）を交付するものとする。

3 市長は前項の公園愛護会設立承認書を交付する団体が第2条第2号に定める団体であるときは、当該団体が公園愛護活動を行おうとする公園の存する地

域の町内会又は自治会に公園愛護会の設立を承認した旨を通知するものとする。

(対象公園)

第4条 公園愛護会が公園愛護活動を行う公園は、原則として街区公園、近隣公園、広場公園都市緑地、緑道、公園予定地及び公園類似施設で市が管理しているものとする。(以下「対象公園」という。)

(公園愛護会の数)

第5条 公園愛護会の数は、原則として1公園について1団体とする。

2 公園愛護会の活動対象区域は、対象公園の全域とする。ただし、公園の形状、地域の事情により対象公園の一部に活動対象区域を限定することができる。

(公園愛護会の名称)

第6条 公園愛護会の名称は、原則として対象公園名に公園愛護会とつけたものとする。ただし、愛称をつけることを妨げない。

(公園愛護会の構成)

第7条 公園愛護会は、4人以上で構成するものとし、役員として会長、副会長、会計及び監査を置くものとする。

(活動内容)

第8条 公園愛護会は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 清掃

(2) 除草、かん水等の植物の育成管理(必要に応じ適宜行うこと。)

(3) 遊具等公園施設の点検及び破損等発見時の連絡

(4) その他公園環境美化の目的達成のため必要な活動

2 前項に掲げるもの以外、花壇の造成、中低木の剪定等の手入れ、施設の簡易な補修や塗装、樹名板の作成、地域コミュニティを形成及び推進するための事業等、公園の機能を高度に高める活動や公園を利用した積極的なまちづくり活動を行おうとする公園愛護会は、あらかじめ市長の承認を得て行うこと。

(報告等)

第9条 公園愛護会は、年度ごとに活動予定、当該公園愛護会の役員名簿及び構成団体名簿を市長に届け出なければならない。

2 公園愛護会は、公園愛護活動を行った年度の活動結果及び決算状況を翌年度の4月末日まで(年度の途中において第11条の規定により公園愛護会解散届書を提出した公園愛護会にあつては当該届出をした日)に市長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第10条 公園愛護会は、年度途中において次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに公園愛護会役員等変更届書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(1) 公園愛護会の名称及び役員の変更があつたとき。

(2) 公園愛護会を構成する団体に変更があつたとき。

(3) 活動内容を変更しようとするとき。

(解散届)

第11条 公園愛護会は、公園愛護活動を継続することが困難となったときは、速やかに公園愛護会解散届書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実施状況の調査等)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、公園愛護活動の実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告に基づき、その内容を調査し、並びに公園愛護会に対しその活動内容等に関する指導及び助言をすることができる。

(公園愛護会への支援)

第13条 市長は、公園愛護会の活動を支援するため、公園愛護会の希望及び活動状況に合わせ、予算の範囲内で次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 清掃用具等の物品の支給又は貸出

(2) 公園愛護活動を支援するための相談、情報提供及び技術支援

(3) 清掃用具等を収納するための倉庫の設置

(4) その他活動の活性化に必要なノウハウの提供及び連絡調整

(5) 交付金の交付

(表彰)

第14条 市長は、公園愛護会が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰することができる。

(1) 公園愛護活動について著しい功績があり、他の模範となると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に顕著な功労があると認められるとき。

2 前項の規定による表彰は、賞状または感謝状を贈呈して行う。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この告示は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この告示は、昭和58年10月1日から施行する。

附則

この告示は、昭和60年10月1日から施行する。

附則

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。